別表１：評価項目及び評価基準

工事名：県営高泉団地第1・2工区電気設備工事

分類	評価項目		評価基準	配点
簡易な施工計画【注1】 6.0点	施工上配慮すべき事項 課題（配管・配線の確実な施工に関する取り組みについて）	（6.0点）	施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。	6.0 ～－
企業の技術力 8.0点	工事成績平均点【注2】	（1.8点）	86点以上	1.8
			83点以上86点未満	1.4
			80点以上83点未満	0.9
			65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5
			65点未満又は市町村等発注工事の実績なし	－
	施工実績【注3】	（1.8点）	3,900㎡以上の電気工事の実績が2件あり、かつ当該建物と同用途（共同住宅）の建物が含まれる	1.8
			3,900㎡以上の電気工事の実績が2件ある	1.2
			2,700㎡以上の電気工事の実績が2件ある	0.6
			上記以外	－
	企業育成 近年における福岡県建築都市部発注の電気工事の受注状況【注4】	（1.6点）	令和3年度以降に1000万円以上の工事を受注していない	1.6
			令和5年度以降に1000万円以上の工事を受注していない	1.1
			施工中又は落札後契約手続中の1000万円以上の工事がない	0.5
			上記以外	－
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注5】 ①ISO9001 ②ISO14001（若しくは『ｴｺｱｸｼｮﾝ21』の認証）	（0.8点）	①と②の認証の両方を取得済み	0.8
			①又は②の認証を取得済み	0.4
			上記以外	－
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	（1.6点）	大牟田市に主たる営業所がある	1.6
			南筑後県土整備事務所管内に主たる営業所がある	0.8
			上記以外	－
	若年技術者の採用状況【注6】 34歳以下の技術者を令和6年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無	（0.4点）	有	0.4
			無	－
配置予定技術者の技術力【注7】 6.0点	同種工事（申請）の工事成績【注8】	（2.0点）	86点以上	2.0
			83点以上86点未満	1.5
			80点以上83点未満	1.0
			65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5
			65点未満又は市町村等発注工事の実績なし	－
	施工実績【注3】	（2.0点）	3,900㎡以上、かつ当該建物と同用途（共同住宅）の建物に係る電気工事の実績がある	2.0
			3,900㎡以上の電気工事の実績がある	1.3
			1,900㎡以上の電気工事の実績がある	0.7
			上記以外	－
	配置予定技術者の資格の保有期間 1級国家資格等の保有期間を評価する【注9】	（1.0点）	10年以上	1.0
			3年以上10年未満	0.5
			3年未満	－
	経験年数【注10】	（1.0点）	6年以上	1.0
			3年以上6年未満	0.5
			3年未満	－
加算点合計	20.0点			
施工体制の評価 1.1点	施工体制評価点【注11】	（1.1点）	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.1
			低入札価格調査基準比較価格未満で応札	－
合計	21.1点			

【注1】有効な提案の数により評価する。評価は、1提案あたりの配点を固定化する絶対評価とする。

【注2】平成23年度から令和7年度に竣工した福岡県が発注した電気工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均点（加重平均）とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成22年度から令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事を対象（加重平均）とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。（市町村等発注工事とは県内市町村、（公財）福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。）

【注3】平成23年度以降に元請（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る）として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事の実績とする。（ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。）

【注4】令和9年1月8日（金）までに元請として落札した工事を対象とする。

【注5】評価の対象は、入札参加申込期限日において有効であり、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注6】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注7】配置予定技術者の申請が複数ある場合は、最も評価の低い者を評価の対象とする。

【注8】申請のあった工事実績のうち、平成23年度以降に竣工した福岡県が発注した電気工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事の工事成績とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。（現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。）

【注9】1級国家資格等とは、1級電気工事施工管理技士又は技術士（技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするもの）とする。

【注10】平成23年度以降竣工の電気工事に従事した通算年数（従事した日数の合計を365で除したもの）とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は3000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注11】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。